

令和元年10月11日

保護者様

神戸市立玉津第一小学校

校長 青木 稔

感染症罹患時の提出書類の変更について

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、感染症に罹患した児童生徒等が診察を受けた際、統一した登校(園)許可書を使用することで、原則文書料が無料となっていることはご承知の通りです。

今回、神戸市医師会との協議の上、インフルエンザについては他の感染症と区別し、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用するようとの通知が神戸市教育委員会よりありました。なお、インフルエンザ以外の感染症については、今まで通り「登校(園)許可書」を使用してください。

下記の説明をお読みいただき、ご対応よろしく申し上げます。

ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

1. 感染症時に学校へ提出する書類

《インフルエンザ》

変更点 → **保護者が「インフルエンザによる欠席期間の報告書」(裏面)を記入し学校に提出。**
(報告書記入の為の再診は必要ありません)

- * ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、「インフルエンザ用の登校(園)許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。(学校に申し出てください。)

《百日咳・麻しん(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)》

従来通り **医療機関で「学校(園)登校許可書」を書いてもらい学校に提出。**

- * 許可書は本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷もできます。文書料は無料ですが、診察料はかかりますのでご了承ください。
- * 神戸市医師会に加盟していない医療機関では文書を無料で作成いただけないところもあります。その場合は、保護者が医師の指示内容を連絡帳などの書面で学校に報告してください。

《上記以外の感染症で医師から感染の恐れがあり学校を休むように言われた場合》 (手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅などその他の感染症)

従来通り **保護者が医師の指示内容を連絡帳などの書面で学校に報告**

記入例) 1. 『〇月〇日に、〇〇病院で「手足口病」と診断され、欠席しておりましたが、昨日、再受診して医師より登校の許可が出ましたので、本日より登校させます。』

2. 『〇月〇日に、〇〇病院で「溶連菌感染症」と診断されました。医師より、熱が下がるまでは学校を休むように指示されていました。昨日、解熱したので本日より登校させます。』

2. 運用開始日について

令和元年10月15日(火)から